

第五次地域管理経営計画書

(宮城北部森林計画区)

(第一次変更計画)

計画期間 (自 平成 31 年 4 月 1 日)
(至 令和 6 年 3 月 31 日)

(第一次変更 令和 4 年 3 月)

東北森林管理局

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成 11 年農林水産省訓令第 2 号）第 6 条第 9 項の規定に基づき変更するものである。

- 1 森林整備に必要な路線について、豪雨等被害による林道施設の復旧及び機能強化を図るため林道計画を変更する。

【変更項目及び頁】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

- (4) 主要事業の実施に関する事項…………… 1
 - ④ 林道の開設及び改良の総量…………… 1

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

④ 林道の開設及び改良の総量

| 区 分 | 開 設 | | 改 良 | |
|-----|-----|--------|-----|-------|
| | 路線数 | 延長(m) | 箇所数 | 延長(m) |
| 計 | 15 | 17,015 | 2 | 1,009 |